

第7回委員会水需要管理WG(2002.10.22開催)結果概要

02.11.11 庶務発信

開催日時：2002年10月22日(火) 13:35～15:30

場 所：a x ビル アクスネット

参加者：

委 員：今本委員(リーダー)、寺川委員、川上委員、宗宮委員

河川管理者：近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長 久保田氏、課長補佐 佐中氏、

河川調整課 専門官 北野氏、水政課 上原氏、

淀川ダム統合管理所 所長 榎村氏、広域水管理課 計画係 井上氏

水資源開発公団 関西支社 副支社長 古川氏、管理部 河野氏

1 検討内容および決定事項

最終提言(利水部分)について

- ・ 本日のWG中に修正した内容を、24日(木)の最終提言作業部会に提出する。ただし、これで最終確定というわけではなく、後日でも気付いた点等あればメール等を利用して意見することは可能とする。

次回のWGについて

- ・ 本日のWGにて最終提言素案(利水部分)が完成したので、次回は、河川整備計画原案に対する意見書作成の機会になるだろう。再開する場合は庶務より連絡と日程調整を行う。

2 主な意見交換の内容

最終提言素案の利水部分(3-3、4-3)の文案について意見交換が行われ、修正内容が決まった。議論に先立ち、リーダーより下記発言があった。

- ・ 本日WGで議論する素案は、最終的には重複箇所をなくしてシンプルなものにしたい。内容が一部変わることもありうることをご了承いただきたい。
- ・ ダムWGでは、ダム事業の是非に対するスタンスについて委員間で意見が分かれている。水需要管理にも大きく影響するだろう。
- ・ 全体的に他のWGよりも文章量が多いが、無理に文章を短くすると意味が十分汲みとれない場合があるため、このままとする。

「3-3 新たな利水の理念」について

リーダーから提出された文案に対して意見交換が行われ、下記文章に決定した。

現在の水資源開発基本計画では、水道事業者・自治体等による用途別の水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられている。しかし、河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約があ

るため、際限なく水資源を開発することはできない。さらに、水資源開発に用いるダムや堰は、いずれも河川をめぐる自然環境を悪化させるという基本的な欠陥を有しており、利水についての抜本的な転換が必要となっている。

このため、これまでの理念とされた「水需要を補う水資源の開発」を、新たに「取水量を抑制する水需要管理」へと転換する。

ここに、水需要管理とは、より精度の高い水需要予測をもとに、節水、再利用、用途変更等により、河川からの取水量を極力抑制しようとするもので、具体的には、より精度の高い予測手法の開発に努めるとともに、水需要予測の手法あるいは予測に用いた原単位や係数を公表し、さらに一定期間ごとに予測の見直しを行なうものである。

われわれは、これまで、水が無制限に存在するかのようになり、大量の水を消費してきた。「世界水ビジョン」でも取り上げられたように、人口増加に伴う食料不足や水不足は国際的な大問題であり、輸入大国として世界の水を消費するわが国は、自ら率先して節水の襟度を示すべき時期にきている。こうした観点からも水需要管理は世界の潮流に合致するものである。

主な意見

- ・ はじめの6行は、前書き的な内容なので、1章または2章に移動する。
- ・ “ライフスタイルの変更”に関する記述も必要ではないか。
「節水」という言葉の中に、その意味が含まれていると解釈できるので、必要ないだろう。
- ・ “里川”という表現を使ってはどうか。
猪名川部会で使われている言葉であるが、淀川水系全域に対して使える表現ではない。
- ・ ダム・湖沼については、“川づくり”という言葉の中に含まれているのか。
湖沼といっても淀川水系に存在するのは琵琶湖のみであり、琵琶湖そのものは整備計画の対象ではないため、“川づくり”のままでよいだろう。(リーダー)
- ・ “水道事業者及び自治体等”という表現に、農水や発電用水などの概念を含む言葉を追加したらどうか。
あまり多くの言葉を加えると文章が長くなるので“水道事業者・自治体等”に書き改める。(リーダー)

「4-3 利水のあり方」について

リーダーから提出された文案に対して意見交換が行われ、下記文章に決定した。

(1) 水需要予測

これまでの水資源開発基本計画では、水道事業者・自治体等による用途別の水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられてきた。しかし、需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や予測に用いた原単位や諸係数が公表されないという不満がもたれてきた。

これからは、水需要予測に関わる情報を公表するとともに、より精度の高い予測手法の開発に努める必要がある。また、一定期間ごとに予測の見直しを行ない、利水管理に反映させる必要がある。

(2) 節水・再利用・雨水等の利用

これまでの節水は、主として渇水時の対策として検討されてきたが、これからは平常時の対策として積極的に推進するものとする。住民もまた、水を大量に消費するこれまでのライフスタイルを、節水型のものへと転換する必要がある。

水を循環・反復利用することで河川水の純消費量が節減できるので、これからは生活用水、工業用水、農業水のいずれについても、再利用を積極的に推進する必要がある。

家庭や地域での雨水利用を推進するとともに、井戸水等の多様な水源の確保を積極的に進める。

(3) 用途変更

河川から取水する権利には、許可水利権と慣行水利権とがある。許可水利権については、河川管理者が一定期間ごとに見直してきたが、農業用水を中心とする慣行水利権については、一部を除いて見直されることはほとんどなかった。しかし、これからは、すべての水利権について実態ならびに将来を見据えた聖域なき見直しを行ない、積極的に用途変更を行なう。

なお、農業用水については、農業目的に使われるばかりでなく、消防水利などの生活用水として多面的に使われ、さらに地域の水環境や生態系を維持する重要な要素となっていることを配慮して、農業用水としての利用が減少した場合でも、単純に用途変更をするのではなく、農業用水路とともに自然豊かな地域資源へと再生することが必要である。

(4) 環境用水

河川は自然環境および生活環境を構成する重要な要素であり、両者を合わせた河川環境を保全するために必要な流量が環境用水である。

河川は、その成り立ちから考えればわかるように、ありのままの自然にまかせるのが本来の姿であり、自然公物といわれる所以である。われわれは、河川がこのような自然公物であることを尊重し、人為的な改変や利用は極力抑制しなければならない。したがって、河川からの取水に際しては、できるだけ多くの流量を環境用水として優先させる必要がある。

なお、環境用水には2種のものがある。一つは、渇水時の河川環境を保全するもので、これまでの維持流量と類似しているが、環境用水は、河川環境の保全にはできるだけ多くの流量が必要であり、限界が設定されない。他の一つは、河川の基本的特性の一つである攪乱機能に関連するもので、洪水がもたらす生態系への攪乱も必要であるとの認識に立脚している。

前者については、河川からの取水量を規制することにより、かなり容易に実現できるが、後者については、ダムや堰等の利水機能を低下させる恐れがあるため、放流操作による対応のほか、高水敷の切り下げなどの河道形状による対応についても検討する必要がある。

(5) 水需要管理協議会

水需要に関しては、河川管理者および利水関係者の間に、共通の問題意識を形成する場としての流域水利用協議会、渇水時の斡旋または調停を行なう渇水調整協議会等が、必要に応じて設置されると定められており、現在でも、河川管理者はある程度の調整機能をもつが、より強

い指導・調整力をもつ「水需要管理協議会」の設置が必要である。

水需要管理協議会は、関係省庁、自治体、水道事業者、慣行水利権者等の利水に関わるすべての関係者が参加して、水需要についての協議・調整を行なうもので、河川管理者が主催・運営し、学識経験者、住民代表等も参加させた公開のものとする。

なお、水需要に関わる危機管理の対象として、各種の利水施設における水質汚濁、水質事故、異常湧水等があるが、これらに対して適切に対応するには、水需要管理協議会が中心となって、平常時から対策を確立しておかねばならない。

(6) 順応的な水需要管理

気候変動や社会情勢の変化あるいは地域条件などにより、新たな水資源の開発が避けられない場合もあり得る。このような不確定要素に対応するには、順応的な水需要管理を行なうことが重要である。

主な意見

- ・ (2) 節水・再利用 “系” という表現は、“水系” と勘違いされる可能性があり、分かりにくい。また、雨水利用に関する記述も書き加えたい。
- ・ (4) 環境用水 維持流量に関する記述は、維持流量の定義づけが難しいため、削除する。
- ・ (4) 環境用水 河川からの取水に関する記述については、書き改めた方がよい。

以上

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。
最新の結果概要については、ホームページでご確認ください。